（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の適用に関する経過措置）

第五条　商品先物取引業者に対する犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十一条第一項の規定の適用については、新法第二条第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為のいずれかを業として行う者が、この政令の施行の日前に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定に準じ同項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、同法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してこれを保存している場合には、当該確認を同項に規定する本人確認と、当該記録を同条第一項に規定する本人確認記録とみなす。

内閣総理大臣　菅　**直**人
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行

省　令

○厚生労働省令第百三号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月十日

厚生労働大臣　長妻　昭

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(618)を(619)とし、⑳から(617)までを㉑から(618)までとし、⑲の次に次のように加える。

⑳　(二R・三R・四S)―三―アセトアミド―四―グアニジノ―二―[(一R)―二―ヒドロキシ―一―メトキシ―三―(オクタノイルオキシ)プロピル]―三・四―ジヒドロ―二H―ピラン―六―カルボン酸又は(二R・三R・四S)―三―アセトアミド―四―グアニジノ―二―[(一S・二R)―三―ヒドロキシ―一―メトキシ―二―(オクタノイルオキシ)プロピル]―三・四―ジヒドロ―二H―ピラン―六―カルボン酸（別名ラニナミビルオクタン酸エステル）及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院規則九―三〇―七二

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年九月十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　税関若しくは沖縄地区税関又は海上保安庁に所属する職員が国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号。(1)において「貨物検査法」という。）の規定に基づく検査等の業務のうち次に掲げる作業に従事したとき。

(1)　貨物検査法第二条第一号に規定する北朝鮮特定貨物のうち核燃料物質、核原料物質その他の人事院が定める物質（(2)において「危険物質」という。）を含む貨物又は当該貨物である疑いのある貨物に対して行う検査、陸揚げ、積替え、識別、運搬又は処分の作業

(2)　危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（(1)に掲げる作業を除く。）

第五条第二項第三号中「前項第三号(1)」の下に「及び第四号(1)」を加え、同項第四号中「前項第三号(2)」の下に「及び第四号(2)」を加え、同項第五号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　同一の日において、第一項第三号(1)の作業及び同号(2)の作業に従事した場合にあつては同号(2)の作業に係る手当を、同項第四号(1)の作業及び同号(2)の作業に従事した場合にあつては同号(2)の作業に係る手当を支給しない。

第三十条第二項中「（同項第一号(1)若しくは(2)又は第二号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該各号に定める額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）」を削り、同項第一号中「四千円」の下に「（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると人事院が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）」を加え、同項第二号中「三千円」の下に「（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると人事院が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）」を加え、同項第四号中「七千五百円」の下に「（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）」を加える。

第三十三条第三号中「及び第三号(1)」を「、第三号(1)及び第四号(1)」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「又は第三号(1)」を「、第三号(1)又は第四号(1)」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―三〇（特殊勤務手当）の項中「第三十条第二項」を「第三十条第二項第一号、第二号又は第四号」に改める。

告　示

○法務省告示第四百六十二号

新潟県新発田市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年九月十日

法務大臣　千葉　景子

新潟県新発田市大字中曽根千七百七十三番地
九原惣之助

○法務省告示第四百六十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年九月十日

法務大臣　千葉　景子

住所　東京都葛飾区白鳥１丁目11番18―702号
黄栄海　昭和47年１月８日生

住所　東京都江東区深川２丁目24番７号
黄善宇　平成17年９月16日生

住所　東京都八王子市明神町１丁目21番８号
ジョエル・ダイポロ・アバド・アナンパ　昭和59年１月５日生

住所　東京都新宿区早稲田南町36番地
ナイン・リン・ユ　昭和58年12月24日生

住所　福岡市中央区舞鶴３丁目８番10―503号
金紀香　昭和47年10月６日生

住所　東京都板橋区中丸町15番11―503号
池恭順　昭和47年10月23日生

住所　福岡市東区香椎照葉１丁目３番５―705号
鄭桃子　平成13年４月５日生

住所　東京都中央区日本橋人形町２丁目24番３号
鄭倖輝　平成15年11月30日生

住所　兵庫県西宮市二見町６番11号
張寿滄　昭和39年５月20日生

住所　東京都千代田区三崎町２丁目２番５―601号
張迎　昭和44年３月24日生

住所　岡山県瀬戸内市邑久町山田庄279番地18
任亜菲　昭和58年３月７日生

住所　東京都板橋区中丸町15番11―503号
皇甫**鬱**子　昭和38年４月27日生

住所　東京都中央区日本橋人形町２丁目24番３号
朱昌君　昭和53年５月17日生

住所　兵庫県西宮市二見町６番11号
曹雅雲　昭和28年６月21日生

住所　東京都
梁哲守　昭和44年７月10日生

住所　東京都
文澄子　昭和45年４月11日生

住所　東京都
梁八嗣　平成12年11月１日生

住所　東京都
梁東吾　平成14年12月８日生